



2 平成二〇年度以後の勤勉手当の支給割合を一般職の職員に準じて改定することとした。(第二條の規定による改正後の第一五條関係)

3 この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、2については、平成二〇年四月一日から施行することとした。

◇銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律(法律第一二〇号)(警察庁)

1 銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正関係

1 組織的なけん銃等の発射又は所持の加重処罰

けん銃等の発射又は所持に係る違反行為が、団体の活動として、当該違反行為を実行するための組織により行われたとき、又は団体に不正権益を得させ、若しくは団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で行われたときは、当該違反行為をした者を加重処罰することとした。(第三二条及び第三一条の三関係)

2 複数のけん銃等の所持の加重処罰

けん銃等を不法に所持した場合において、当該けん銃等の数が二以上であるときは、当該不法所持をした者を加重処罰することとした。(第三二条の三関係)

3 けん銃等又はけん銃実包の輸入等に関する罰則の強化

けん銃等又はけん銃実包の営利目的による輸入等に関する罰則を強化することとした。(第三一条の二、第三一条の四、第三一条の七、第三一条の九及び第三一条の一五関係)

4 許可銃砲の発射及び刃物の携帯に関する罰則の強化

(一) 許可を受けた銃砲の発射制限違反に対する罰則を強化することとした。(第三一条の二)

(二) 刃物の携帯禁止違反に対する罰則を強化することとした。(第三一条の一八関係)

武器等製造法の一部改正関係

銃砲の営利目的による無許可製造に関する罰則及び銃砲弾の無許可製造に関する罰則を強化することとした。(第三二条及び第三一条の二関係)

三 この法律は、公布の日から起算して一月を經過した日から施行することとした。

◇温泉法の一部を改正する法律(法律第一二二号)(環境省)

1 目的の改正

法の目的に、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止を追加することとした。(第一條関係)

2 温泉の掘削等の許可基準の追加

掘削の許可の基準に、可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術基準に適合することを追加することとした。(第四條関係)

3 温泉の採取の許可制度の新設

温泉の採取を業として行う者は都道府県知事の許可を受けなければならないこととし、当該許可の基準は、可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術基準に適合することとした。ただし、可燃性天然ガスの濃度が一定の基準を超えないことについて都道府県知事の確認を受けた者は、許可を受けることを要しないこととした。(第一四條の二及び第一四條の五関係)

4 報告徴収及び立入検査の対象となる事項として、可燃性天然ガスの発生の状況等を追加することとした。(第三四條及び第三五條関係)

5 罰則に関し所要の規定の整備を行うこととした。(第三八條、第三九條関係)

6 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇社会保険協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成一九年法律第一〇四号)(以下「法」という。)(規定により健康保険の被保険者となし、(規定により)健康保険の被保険者の資格の取得及び喪失について必要な事項を定めることとした。(第三條及び第四條関係)

二 船員保険法関係

法の規定により船員保険の被保険者となし、こととされた者に係る船員保険の被保険者の資格の取得及び喪失について必要な事項を定めることとした。(第五條、第七條関係)

三 国民健康保険法関係

法の規定により国民健康保険の被保険者となし、こととされた者に係る国民健康保険の被保険者の資格の取得及び喪失について必要な事項を定めることとした。(第八條、第一〇條関係)

四 国民年金法関係

1 法の規定により国民年金の被保険者となし、こととされた者に係る国民年金の被保険者の資格の取得及び喪失について必要な事項を定めることとした。(第一一條、第一四條関係)

2 相手国期間を有する者が老齢基礎年金又は遺族基礎年金の受給資格要件たる期間を満たさない場合に算入する相手国期間の範囲等を定めることとした。(第二二條関係)

3 相手国期間を有する者が障害基礎年金又は遺族基礎年金の納付要件を満たさない場合に考慮する相手国期間の範囲等を定めることとした。(第二五條関係)

4 法の規定を適用することにより支給する老齢基礎年金等の額について、その計算の基礎とする相手国期間、保険料納付済期間等の範囲その他必要な事項を定めることとした。(第三〇條、第四一條関係)

5 社会保険協定の効力発生の日(以下「発効日」という。)(前の障害又は死亡に係る給付の受給資格要件その他必要な事項を定めることとした。(第四二條、第四七條関係)

五 厚生年金保険法関係

1 法の規定により厚生年金保険の被保険者となし、こととされた者に係る厚生年金保険の被保険者の資格の取得及び喪失について必要な事項を定めることとした。(第四八條及び第四九條関係)

2 相手国期間を有する者が老齢厚生年金、遺族厚生年金、老齢厚生年金の加給、遺族厚生年金の中高年齢加算等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間を満たさない場合に算入する相手国期間の範囲等を定めることとした。(第五六條関係)

二 以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る給付の支給の調整に関し、必要な事項を定めることとした。(第八九條、第九三條関係)

七 経過的特例関係

1 初診日が昭和六一年四月一日前である傷病による障害を有する者等に係る障害基礎年金、障害厚生年金及び障害手当金の支給要件等に関し必要な経過措置を定めることとした。(第一〇二條、第一〇八條及び第一一六條、第一二八條関係)

2 昭和六一年四月一日前に死亡した者等に係る遺族基礎年金及び遺族厚生年金の支給要件等に関し必要な経過措置を定めることとした。(第一〇九條、第一一五條及び第一二九條、第一三二條関係)

八 この政令は、法の施行の日から施行することとした。

◇国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律(第三三號の政令)(防衛省)

1 一九五四年五月一日の武力紛争の際の文化財の保護に関するハーグ条約の名称を武力紛争の際の文化財の保護に関する条約とすることとした。(本則第一号及び第二号関係)

2 一九五四年五月一日の武力紛争の際の文化財の保護に関するハーグ条約第八六の六の規定により登録される対象のうち、施設又は地域を建造物又は地区とすることとした。(本則第二号関係)

三 相手国期間を有する者が障害厚生年金、障害手当金又は遺族厚生年金の納付要件を満たさない場合に考慮する相手国期間の範囲等を定めることとした。(第五八條関係)

4 法の規定を適用することにより支給する老齢厚生年金等の額について、その計算の基礎とする相手国期間、保険料納付済期間等の範囲その他必要な事項を定めることとした。(第六七條、第七九條関係)

5 発効日前の障害又は死亡に係る給付等の受給資格要件その他必要な事項を定めることとした。(第八〇條、第八八條関係)

6 被用者年金各法の規定による給付に係る調整関係

二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る給付の支給の調整に関し、必要な事項を定めることとした。(第八九條、第九三條関係)

七 経過的特例関係

1 初診日が昭和六一年四月一日前である傷病による障害を有する者等に係る障害基礎年金、障害厚生年金及び障害手当金の支給要件等に関し必要な経過措置を定めることとした。(第一〇二條、第一〇八條及び第一一六條、第一二八條関係)

2 昭和六一年四月一日前に死亡した者等に係る遺族基礎年金及び遺族厚生年金の支給要件等に関し必要な経過措置を定めることとした。(第一〇九條、第一一五條及び第一二九條、第一三二條関係)

八 この政令は、法の施行の日から施行することとした。

温泉法の一部を改正する法律をここに公布す

御名 御璽

平成十九年十一月三十日

内閣総理大臣 福田 康夫

法律第二十号

温泉法の一部を改正する法律

温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 温泉の保護(第三章―第十四条)」を「第二章 温泉の保護等(第三章―第十四条)」を「第三章 温泉の採取に伴う災害の防止(第四章)」を「第四章」を「第五章」を「第六章」を「第七章」に改める。

第一条中「その」を「温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉」に改め、「図り」の下に「もつて」を加え、「もつて」を削る。

第二章 温泉の保護を「第二章 温泉の保護等」に改める。

第四条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 当該申請に係る掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。

第四条第三項中「保護」の下に「可燃性天然ガスによる災害の防止」を加える。

第六条第二項中「第三号から第五号まで」を「第六号から第二号まで」に改める。

第七条第三項中「第三号及び第四号」を「第四号及び第五号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(掘削のための施設等の変更)  
第七条の二 第三条第一項の許可を受けた者は、掘削のための施設の位置、構造若しくは設備又は掘削の方法について環境省令で定める可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更をしよ

うとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 第四条第一項(第二号に係る部分に限る)、第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第三項中「温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上」とあるのは「可燃性天然ガスによる災害の防止上」と読み替へるものとする。

3 都道府県知事は、第三条第一項の許可を受けた者が当該許可に係る掘削の工事を完了し、若しくは廃止したとき、又は同項の許可を取り消したときは、当該許可が取り消された者に対し、当該完了若しくは廃止又は取消の日から二年間は、その者が掘削を行ったことにより生ずる可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

9 都道府県知事は、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止上緊急の必要があると認めるときは、当該掘削を行う者に対し、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきこと又は掘削を停止すべきことを命ずることができる。

第一号中「又は第二号」を「一から第三号まで」に改め、同項第二号中「第四号第一項第三号又は第五号」を「第四号第一項第四号又は第六号」に改め、同項第四号中「第四号第三項」の下に「第七号の二第二項において準用する場合を含む。」を加え、同条第二項中「保護」の下に「可燃性天然ガスによる災害の防止」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第九号の二 都道府県知事は、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止上緊急の必要があると認めるときは、当該掘削を行う者に対し、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきこと又は掘削を停止すべきことを命ずることができる。

第一 第三条第一項の規定に違反して、許可を受けないで土地を掘削した者  
第二 第九号の二(第十一号第二項において準用する場合を含む)又は第十四条の十の規定による命令に違反した者  
第三 第十一号第一項の規定に違反して、許可を受けないで温泉のゆう出路を増掘し、又は動力を装置した者  
第四 第十四条の二第二項の規定に違反して、許可を受けないで温泉の採取を業として行つた者

第三十九号第四号を同条第七号とし、同条第三号中「登録」を「登録」に改め、同号を同条第六号とし、同条第二号中「違反した」を「違反して、許可を受けないで温泉を公共の浴用又は飲用に供した」に改め、同号を同条第五号とし、同号の前に次の二号を加える。

第四十一条第一号中「第八号第一項」の下に「第十一号第二項又は第三項において準用する場合を含む。」第十四条の八第一項を加える。  
第四十三号第一号中「第二十一条第一項」を「第十四条の六第二項又は第二十一条第一項の規定による。」に改め、「せす、又は虚偽の届出をした」に改める。  
第六章を第七章とする。  
第三十四条第一項中「実施状況」の下に「可燃性天然ガスの発生状況」を「管理者に対し」の下に「温泉の採取の実施状況」を加え、「利用状況」を「又は利用状況、可燃性天然ガスの発生状況」に改める。  
第三十五条第一項中「土地の掘削の下に」若しくは「温泉の採取」を「利用状況」の下に「可燃性天然ガスの発生状況」を加え、同条の次に次の一条を加える。  
(鉱山保安法との関係)  
第三十五条の二 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二条第二項の鉱山(可燃性天然ガスの掘削が行われるものに限る。次項において「天然ガス鉱山」という。)における温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削又は温泉のゆう出路を増掘し、又は動力を装置した者  
第三十五条の三 同条第二項の規定の適用については、同条中「当該申請に係る掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものである」とあるのは「鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第五条の規定に従つた鉱山における人に対する危害の防止のため必要な措置が講じられていない」と同項中「第四条」とあるのは「第三十五条の二第一項の規定により読み替へて適用する第四条並びに」と「から第八号まで」とあるのは「第七号並びに第八号第一項及び第二項」と「同項」とあるのは「前項」と、「第九号の二の規定は温泉のゆう出路を増掘し、又は動力を装置した者」とあるのは「第四号第一項第一号から第三号まで」とあるのは「第四号第一項第一号及び第三号」と、「第七号の二第一項、第八号第一項及び第三項」とあるのは「第八号第一項」と、「第九号の二中「掘削を」とあるのは「増掘を」と、前条」とあるのは「前条」とする。  
2 天然ガス鉱山においては、第七号の二、第八号第三項及び第九号の二並びに第三章の規定は、適用しない。

第三十六条第一項中「第三章」を「第四章」に、「前条第一項」を「第三十五条第一項」に改める。第五章を第六章とする。

第三十二条中「第十一条第二項」の下に「又は第三項」を加える。

第三十三条第一項中「第十一条第二項」の下に「又は第三項」を、「第十二条第一項の下に」第十四条の九第二項を加え、同条第二項中「第十一条第二項」の下に「又は第三項」を、「第十二条第一項」の下に「第十四条の九」を加える。

第十四条の九第二項中「保護」の下に「可燃性天然ガスによる災害の防止」を加える。

第十五条第四項中「保護」の下に「可燃性天然ガスによる災害の防止」を加える。

第三章 温泉の採取に伴う災害の防止  
(温泉の採取の許可)  
第十四条の二 温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、温泉の採取の場所ごとに、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。ただし、第十四条の五第一項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において採取する場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 当該申請に係る温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに当該採取の方法が採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。
- 二 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。
- 三 申請者が第十四条の九第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る)の規定により前項の許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であるとき。
- 四 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

3 第四条第二項及び第三項の規定は、第一項の許可について準用する。この場合において、同条第三項中「温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上」とあるのは、「可燃性天然ガスによる災害の防止上」と読み替へるものとする。

(温泉の採取の許可を受けた者である法人の合併及び分割)  
第十四条の三 前条第一項の許可を受けた者である法人の合併の場合(同項の許可を受けた者である法人と同項の許可を受けた法人が合併する場合において、同項の許可を受けた者である法人が存続する場合を除く)又は分割の場合(当該許可に係る温泉の採取の事業の全部を承継させる場合に限る)において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。

2 第四条第二項及び前条第二項(第二号から第四号までに係る部分に限る)の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「申請者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可に係る温泉の採取の事業の全部を承継する法人」と読み替へるものとする。

(温泉の採取の許可を受けた者の相続)  
第十四条の四 第十四条の二第一項の許可を受けた者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る温泉の採取の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ)が当該許可に係る温泉の採取を業として引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日まで、被相続人に対して第十四条の二第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第四条第二項及び第十四条の二第二項(第二号及び第三号に係る部分に限る)の規定は、第一項の承認について準用する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る第十四条の二第一項の許可を受けた者の地位を承継する。

(可燃性天然ガスの濃度についての確認)  
第十四条の五 温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、温泉の採取の場所における可燃性天然ガスの濃度が可燃性天然ガスによる災害の防止のための措置を必要としないものとして環境省令で定める基準を超えないことについて、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けることができる。

2 第四条第二項の規定は、前項の確認について準用する。

3 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第一項の確認を取り消さなければならない。

- 一 第一項の確認を受けた者が不正の手段によりその確認を受けたとき。
- 二 第一項の確認に係る温泉の採取の場所における可燃性天然ガスの濃度が同項の環境省令で定める基準を超えるに至つたと認めるとき。

(確認を受けた者の地位の承継)  
第十四条の六 前条第一項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の事業の全部を譲渡し、又は同項の確認を受けた者について相続合併(同項の確認を受けた者である法人と同項の確認を受けた者でない法人の合併であつて、同項の確認を受けた者である法人が存続するものを除く)若しくは分割(当該確認に係る温泉の採取の事業の全部を承継させるものに限る)があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該確認に係る温泉の採取の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の確認を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により前条第一項の確認を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(温泉の採取のための施設等の変更)  
第十四条の七 第十四条の二第一項の許可を受けた者は、温泉の採取のための施設の位置、構造若しくは設備又は採取の方法について環境省令で定める可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 第十四条の二第二項(第一号に係る部分に限る)並びに同条第三項において準用する第十四条第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。

(温泉の採取の事業の廃止の届出等)  
第十四条の八 第十四条の二第一項の許可又は第十四条の五第一項の確認を受けた者は、当該許可又は確認に係る温泉の採取の事業を廃止したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、第十四条の二第一項の許可又は第十四条の五第一項の確認は、その効力を失う。

3 都道府県知事は、第十四条の二第一項の許可若しくは第十四条の五第一項の確認を受けた者が当該許可若しくは確認に係る温泉の採取の事業を廃止したとき、又は第十四条の二第一項の許可を取り消したときは、当該廃止した者又は当該許可を取り消された者に対し、当該廃止又は取消の日から二年間は、その者が温泉の採取を行ったことにより生ずる可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)  
第十四条の九 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第十四条の二第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 第十四条の二第一項の許可に係る温泉の採取が同条第二項第一号に該当するに至つたとき。
- 二 第十四条の二第一項の許可を受けた者が同条第二項第二号又は第四号のいずれかに該当するに至つたとき。
- 三 第十四条の二第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分を違反したとき。
- 四 第十四条の二第一項の許可を受けた者が同条第三項において準用する第四条第三項(第十四条の七第二項において準用する場合を含む)の規定により付された許可の条件に違反したとき。

2 都道府県知事は、前項第一号、第三号又は第四号に掲げる場合には、第十四条の二第一項の許可を受けた者に対して、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(緊急措置命令等)  
第十四条の十 都道府県知事は、温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止上緊急の必要があると認めるときは、当該採取を行う者に対し、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきこと又は温泉の採取を停止すべきことを命ずることができる。

附 則

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定、公布の日
- 二 附則第六条の規定、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

(温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削等に関する経過措置)  
第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の温泉法(以下「旧法」という。)第三条第一項又は第十一条第一項の規定によりされた土地の掘削又は温泉のゆう出路の増掘の許可の申請であつて、この法律の施行の際、許可又は不許可の処分がされていらないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の際現に旧法第三条第一項の許可を受けて土地を掘削している者又は旧法第十一条第一項の許可を受けて温泉のゆう出路を増掘している者(この法律の施行後に前条の規定に基づきなお従前の例により許可を受けた者を含む。次項において「許可掘削者等」という。)については、この法律による改正後の温泉法(以下「新法」という。)第七条の二(新法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

2 許可掘削者等に対する新法第九条(新法第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新法第九条第一項第一号中「第四条第一項第一号から第三号まで」とあるのは、「第四条第一項第一号又は第三号」とする。

第四条 この法律の施行前に旧法第三条第一項の許可に係る掘削若しくは旧法第十一条第一項の許可に係る増掘の工事を完了し、若しくは廃止した者又は旧法第三条第一項若しくは第十一条第一項の許可を取り消された者については、新法第八条第三項(新法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(温泉の採取に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に温泉源からの温泉の採取を業として行つてゐる者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して六月間(当該期間内に新法第十四条の二第一項の許可の申請について不許可の処分があつたときは、当該処分があつた日までの間)は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該温泉の採取を業として行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

第六条 温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、施行日前においても、新法第十四条の五第一項及び第二項の規定の例により、都道府県知事の確認を受けることができる。この場合において、当該確認を受けた者は、施行日において同条第一項の規定により都道府県知事の確認を受けたものとみなす。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

環境大臣 鴨下 一郎  
内閣総理大臣 福田 康夫

政 令

社会保障協定の実施に伴う健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国民年金法及び厚生年金保険法の特例等に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十九年十一月三十日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第三百四十七号

社会保障協定の実施に伴う健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国民年金法及び厚生年金保険法の特例等に関する政令

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 健康保険法の特例に関する事項(第三条・第四条)
- 第三章 船員保険法の特例に関する事項(第五条―第七条)
- 第四章 国民健康保険法の特例に関する事項(第八条―第十条)
- 第五章 国民年金法の特例に関する事項
- 第一節 被保険者の資格に関する事項(第十一条―第二十一条)
- 第二節 給付等に関する事項
- 第一款 給付等の支給要件等に関する事項(第二十二条―第二十九条)
- 第二款 給付等の額の計算等に関する事項(第三十条―第四十一条)
- 第三節 発効日前の障害又は死亡に係る給付等に関する事項(第四十二条―第四十七条)
- 第六章 厚生年金保険法の特例に関する事項
- 第一節 被保険者の資格に関する事項(第四十八条―第五十五条)
- 第二節 保険給付等に関する事項
- 第一款 保険給付等の支給要件等に関する事項(第五十六条―第六十六条)
- 第二款 保険給付等の額の計算等に関する事項(第六十七条―第七十九条)
- 第三節 発効日前の障害又は死亡に係る保険給付等に関する事項(第八十条―第八十八条)
- 第七章 被用者年金各法の規定による給付に係る調整に関する事項(第八十九条―第九十三条)
- 第八章 雑則(第九十四条―第九十八条)
- 第九章 経過的特例に関する事項

附 則

- 第一節 国民年金の被保険者の資格に関する事項(第九十九条―第一百一条)
- 第二節 国民年金の給付に関する事項(第一百二条―第一百五条)
- 第三節 厚生年金保険の保険給付に関する事項(第一百六条―第三十六条)
- 第四節 旧船員保険の保険給付に関する事項(第三十七条―第四十一条)

第一章 総 則

(趣旨)  
第一条 この政令は、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(以下「法」という。)の施行に伴い、我が国及び我が国以外の締約国の双方において就労する者等に係る健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)、国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)の特例等に関し必要な事項を定めるものとする。